



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・一般競争入札の参加者の資格等
- 長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正
- 療育手帳交付要綱の一部改正
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定
- ・道路の供用開始
- ・公有水面埋立ての免許出願
- ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名

危機管理課
文化振興課
障害福祉課

〃

道路維持課
港湾課
教育庁総務課

◎ 公 告

- ・一般競争入札の実施
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
- ・長崎県民の森の指定管理者の募集
- ・一般競争入札の実施

危機管理課
資源循環推進課
経営支援課
林政課
教育庁総務課

◎ 正 誤

- ・令和3年3月30日付け長崎県公報第11007号中

人 事 課

告 示

長崎県告示第506号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

業務番号 3 危管第53号

業務名 統合原子力防災ネットワーク機器賃貸借

(1) 借入物品の名称及び数量

ア	TV会議制御装置（A）	1 式
イ	TV会議制御装置（A'）	2 台
ウ	TV会議制御装置（B）	5 台
エ	TV会議操作端末	1 台
オ	IP交換機（冗長化構成）	1 式
カ	IP電話機	11台

キ	I P - F A X	7 台
ク	ルータ装置	9 台
ケ	給電対応 L 2 スイッチ	9 台
コ	中継 H U B	1 台
サ	専用ノートパソコン	7 式
シ	19 インチラック	8 台
ス	高性能無停電電源装置	9 台
セ	衛星ルータ	1 台
ソ	L A N 回線切替器（地上回線／衛星回線）	1 台
タ	その他設置に必要な機器	

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和3年7月21日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 法人にあっては、次の(㍿)及び(イ)
 - ㍿ 登記簿謄本
 - イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあっては、次の(㍿)から(㍻)まで
 - ㍿ 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ㍻ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス）<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第507号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第470号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年7月13日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 国際観光振興室関係						別表（第2条関係） 国際観光振興室関係					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
1～3 略						1～3 略					
4	長崎県 国際定期航空 路線運航拠点 継続支援金	航空会社 の県内拠点（支社 又は支店） <u>。ただし</u> 空港内事務所を除く。 以下同じ。） <u>の継続に係る支援</u> を行い、 <u>長崎空港発着の国際定期航空路線の維持に資する。</u>	長崎空港発着の 国際定期航空路線を運航する航空会社の県内拠点1箇所あたり600万円とする。	令和3 年7月 1日時点における航空会社の県内拠点数を基準とする10分の10以内の額。	航空会社						

長崎県告示第508号

療育手帳交付要綱（昭和52年長崎県告示第682号）の一部を次のように改正し、令和3年8月1日から適用する。

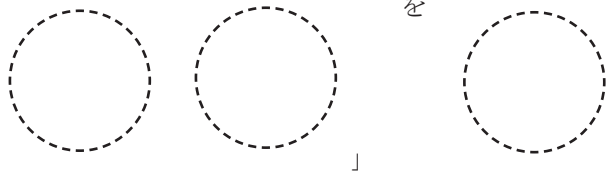
令和3年8月1日

長崎県知事 中村 法道

様式第1号（第2面）本人の項中「本人」を「本人住所」に改め、同様式（第3面）中「航空運賃割引 有料道路割引」を「有料道路割引

を

に改める。



様式第2号中「申請者_____印（続柄_____）」を「申請者_____（続柄_____）」

「		
市支所受付印	市町受付印	判定機関受付印
」		

に改め、同様式中

を

「		
市支所受付印	台帳管理市町受付印	判定機関受付印
」		

に改める。

様式第4号中「申請者_____印（続柄_____）」を「申請者_____（続柄_____）」

に改める。

様式第5号中「申請者 _____ 印（続柄 _____）」を「申請者 _____（続柄 _____）」

市支所受付印	市町受付印	判定機関受付印

に改め、同様式中

を

市支所受付印	台帳管理市町受付印	判定機関受付印

に改める。

様式第6号中「申請者 _____ 印」を「申請者 _____」に改め、同様式中

市支所受付印	市町受付印	判定機関受付印

を

市支所受付印	台帳管理市町受付印	判定機関受付印

に改める。

長崎県告示第509号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）を担当させる指定自立支援医療機関（訪問看護事業者等）として次のとおり指定した。

令和3年7月13日

長崎県知事 中村 法道

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションh i b i	大村市杭出津2丁目54番地1 2F	令和3年7月1日

長崎県告示第510号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年7月13日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	雲仙市国見町多比良丙字中田町101番1地先から 雲仙市国見町多比良丙字中田町128番5地先まで	令和3年7月13日

長崎県告示第511号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年7月13日

長崎県知事 中村 法道

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和3年6月23日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 中村 法道

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立区域

ア 位置

長崎県長崎市野母町字里浦2023番12から2023番5に隣接する道路に隣接する無番地に至る地先公有水面並びに字堂ノ上1818番6に隣接する道路から字城ノ越1765番2に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

765.25平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県長崎市野母町字畦津2283番2、2283番3、2283番4、字里浦2023番10、2023番9、2023番11、2023番12、2023番2、2023番2に隣接する里道、2026番、2026番に隣接する里道、2025番1、2023番1、2023番7、1971番2、1971番1、1970番2、1970番2に隣接する里道、2023番6、2023番8、2023番5、字堂ノ上1818番6、1818番7、1817番4、1817番3、1817番2、1811番1、字城ノ越1768番3、1777番1、1778番、1779番1、1779番5、1765番2、1758番1、1758番1に隣接する里道、1756番、1757番1、1755番1、1750番1、1750番3、1750番3に隣接する里道、1751番、字畦津2283番2から字里浦2023番5に隣接する県道に至る無番地、字堂ノ上1818番6から字城ノ越1779番5に至り隣接する県道の各地内並びに字里浦2023番10から字城ノ越1765番2に至る地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

23,533.64平方メートル

(5) 埋立地の用途

道路用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

ア 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

イ 長崎県長崎市万才町3番17号

長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所

ウ 長崎県長崎市桜町2-22

長崎市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第512号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用さ

れる調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

長崎県立学校ネットワーク常駐SE及びヘルプデスク業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (8) 申請書等の提出期限の日以前6月から開札の期日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者
- (9) 開札の期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以後、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）

3 競争入札参加者の資格要件

本業務委託仕様書に定める業務経験・資格等を有するSEを業務に従事させられること。

4 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 過去の類似する業務の実績
 - カ SE等の資格及び業務経験等

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和3年8月11日（水）までの間の午前9時から午後5時までとする。（県の休日及び正午から午後1時を除く。）
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(6)に掲げる場所において競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(6)に掲げる場所に提出すること。
 - ア 誓約書（様式第2号）
 - イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

エ 県税に関し未納がないことを証する証明書

オ 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

カ 印鑑届（様式第3号）

キ 口座振替申込書（様式第4号）

ク S E等の資格及び業務経験等証明書（様式第5号）

※提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

※上記エ及びオについては、新型コロナウイルス感染症に伴い税の徴収猶予を受けていることが分かる書類でも可。

(4) 申請の特例

情報システム開発等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について定める告示（平成25年長崎県告示第325号）に基づく入札参加資格（システム開発及びネットワーク関連）を告示日現在で有している者で、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(6)に掲げる場所に提出することで、この告示に基づく申請書の提出に代えることができる。

ア 印鑑届（様式第3号）

イ 平成25年長崎県告示第325号に基づく資格審査結果通知書（写）

ウ S E等の資格及び業務経験等証明書（様式第5号）

(5) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(6) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県教育庁総務課（情報化推進班）

（電話）095-894-3315（直通）

(7) 入札への参加を希望する者の責務

提出した書類に関して、長崎県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、3営業概要書(7)過去2年間の開発実績について、長崎県に対し、記載のある相手方への事実確認のための照会を行うことを許諾したものとみなす。

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和4年3月31日までとする。

8 資格審査申請書記載事項の変更届

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年7月13日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

業務番号 3 危管第53号

業務名 統合原子力防災ネットワーク機器賃貸借

(1) 借入物品の名称及び数量

ア	TV会議制御装置（A）	1 式
イ	TV会議制御装置（A'）	2 台
ウ	TV会議制御装置（B）	5 台
エ	TV会議操作端末	1 台
オ	IP交換機（冗長化構成）	1 式
カ	IP電話機	11台
キ	IP-FAX	7 台
ク	ルータ装置	9 台
ケ	給電対応L2スイッチ	9 台
コ	中継HUB	1 台
サ	専用ノートパソコン	7 式
シ	19インチラック	8 台
ス	高性能無停電電源装置	9 台
セ	衛星ルータ	1 台
ソ	LAN回線切替器（地上回線／衛星回線）	1 台
タ	その他設置に必要な機器	

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札の方法

(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める

期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号。以下「告示」という。）に定める物品の借入れに係る資格を得ていること。
- (4) この告示の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この告示の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和3年7月21日（水）午後5時

4 入札参加条件

- (1) 2の入札参加資格を有していること。
- (2) 当該借入物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者であること。

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県危機管理課（原子力・特殊災害対策班）

（電話）095-895-2144

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この告示の日から令和3年7月21日（水）までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局で配布するとともに長崎県公式ホームページから入手することもできる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

（提出場所）長崎県危機管理課（原子力・特殊災害対策班）

（受領期限）令和3年8月25日（水）午後5時

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10 入札及び開札の日時及び場所

（日時）令和3年8月26日（木）午後1時30分

（場所）長崎県庁 行政棟3階 703会議室（長崎市尾上町3番1号）

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に同種、同規模の契約の締結を証明するもの（2件）を提出する場合

ウ 告示に定める物品の借入れに係る資格を有する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE ON LEASE:

Please see attached information

(2) PERIOD OF LEASE:

April 1, 2022 through March 31, 2027

(3) PLACE OF DELIVERY:

Please see attached information

(4) TIME-LIMIT FOR THE SUBMISSION OF TENDER:

5:00pm, August 25, 2021

(5) POINT OF CONTACT FOR TENDER DOCUMENTATION:

Crisis Management Division,
Nagasaki Prefectural Government,
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-895-2144

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく公告（公告）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第12条第1項の規定により高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確認することができないので、同法第13条第1項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年7月13日

長崎県知事 中村 法道

1. 講ずべき措置の内容

雲仙市小浜町雲仙139番地において残置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。

高濃度ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の種類	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の形式等					
	点灯方式	消費電力	方式	型番	製造者	台数
安定器	F L	40W	2灯用フリッカレス 高力率安定器	G Z 4021 F A - 1	松下電工 株式会社	9台
安定器	F L	40W	1灯用グロー式 高力率安定器	F D - 42 C 6	三菱電機 株式会社	2台

2. 措置の期限

令和3年8月13日

3. 知事による措置

保管事業者が1の措置を2の期限までに講じないときは、知事が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収することがある。

4. 問い合わせ先

長崎県県民生活環境部資源循環推進課
電話（095）895-2375

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年7月13日

長崎県知事 中村 法道

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス三重店
長崎県長崎市京泊三丁目1929番13 外

2 届出の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 - (2) 大規模小売店舗の新設
大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,820平方メートル
- 3 意見書の概要
- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
 - (2) 意見書の内容
 - ◎ 環境政策課
騒音予測報告書3頁に長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に定める指定施設（定格出力7.5kw以上の冷凍機）が記載されておりますので、設置する場合は指定施設設置届出を行ってください。
 - ◎ 廃棄物対策課
工作物（舗装道路含む）の新築、改築又は除去に伴って生じる各種廃材（廃木材、コンクリート破片、アスファルト破片等）は、産業廃棄物に該当するため、事業者は廃棄物処理法に基づく処分を行ってください。
 - ◎ 土木総務課
市道京泊44号線が隣接しているため、道路の施行工事を行う際は、道路施行承認申請書を提出してください。市道を占有する際は、道路占有許可申請書を提出してください。
 - ◎ 土木企画課
 - ① 駐車場について
一般公共の用に供する駐車場は、駐車場法第11条の規定により技術的基準の適用がありますので、駐車場法施行令に示される基準に適合させるよう留意してください。
 - ② 入出庫経路について
交通解析等の検証の結果、「問題なし」との結果が得られていますが、開店後に、入出庫車両により交通流に変化が生じ、周辺道路等に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。
 - ③ 店舗開店後の交通対策について
オープン時や繁忙期など来客が集中する期間や時間帯については、交通混雑回避や事故防止に努めてください。また、オープン後の状況を踏まえ、交通処理や交通安全に影響を及ぼすようであれば、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じてください。
 - ④ 駐輪場について
駐輪場について必要台数が確保されていますが、その区画が0.5m×2.0m（自転車、原動機付自転車）となっており、区画幅が多少狭く円滑な収容に支障をきたすものと思われますので、もう少し広くすることが望ましいものと思われます。（参考：「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針」によると自転車が0.6m×1.9m、原動機付自転車が0.8m×1.9mとなっています。）
 - ◎ 景観推進室
 - ① 計画建物は特殊建築物で、延べ面積が500平方メートルを超えているため、外壁の色彩や敷地の緑化など景観形成基準を遵守するとともに、景観計画域内行為届出書を提出してください。
 - ② 屋外広告物を表示・掲出する場合は、景観推進室と事前協議を行ってください。
 - ◎ 建築指導課
建築指導課が所管している条例等に則り、次の届出を行ってください。
 - ① 当該建築計画は、長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例第2条第2項第4号に規定する延べ面積が1,000平方メートルを超える大規模店舗に該当するため、当該条例第12条及び第15条に基づく届出（説明会対象）が必要です。
 - ② 長崎県福祉のまちづくり条例第2条第2項に規定する特定生活関連施設（購買施設で、その用途面積300平方メートル以上）に該当する為、当該条例第16条に基づく届出が必要です。
 - ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第2条の2に規定する建築物に係る新築工事については、当該建築物の床面積の合計が500平方メートル以上に該当するため、当該法第10条に基づく届出が必要です。なお、各種様式は長崎市ホームページからダウンロードすることが可能です。

◎ 北総合事務所（地域整備課）

市道京泊44号線の維持管理に係る意見について

搬入口に接する市道側溝において、搬入車両に対応できるように補強等を行ってください。

◎ その他

その他関係法令についても遵守するとともに、疑義が生じた場合は速やかに関係各課へ協議・報告を行ってください。

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

長崎県民の森の指定管理者の募集（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長崎県民の森条例（昭和60年長崎県条例第26号。以下「条例」という。）第2条に規定する長崎県民の森の管理を行う指定管理者を次のとおり募集する。

令和3年7月13日

長崎県知事 中村 法道

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名称

長崎県民の森

(2) 所在地

長崎市神浦北大中尾町地内及び琴海戸根町地内並びに西海市大瀬戸町雪浦久良木郷地内

2 指定管理者が行う業務の範囲及び内容

業務の範囲及び内容は、次の(1)から(3)までとする。

ただし、業務内容の全部又は主要な業務を第三者に委託することはできないが、部分的な業務については、専門の業者に委託できるものとする。

なお、業務の範囲及び内容の詳細については、業務仕様書を参照すること。

(1) 長崎県民の森及びその附属施設の維持及び修繕に関する業務

ア 施設及び備品の維持及び管理に関すること。

イ 芝生、樹木等（森林整備に係る部分を除く。）の保育及び管理に関すること。

ウ 園内の防火及び防災に関すること。

エ 救急、警備及び防犯に関すること。

オ 利用者の安全確保のための必要な措置に関すること。

カ その他必要な維持及び管理に関すること。

(2) 長崎県民の森の運営に関する業務

ア 園内行事の企画、調整及び実施に関すること。

イ 森の案内人の登録・連絡調整に関すること。

ウ キャンプ場（オート、一般及び青少年）の運営に関すること。

エ 交流学习施設（ロッジ及び木工実習棟）の運営に関すること。

オ 天文台の運営に関すること。

カ 施設等の利用許可に関すること（条例第9条）。

キ 利用料金に関すること（条例第12条）。

ク 長崎県民の森の利用促進並びに森林及び林業の普及啓発に関すること。

(3) その他の業務

ア 長崎県民の森ホームページの管理に関すること。

イ 事業計画、事業報告等セルフモニタリングに関すること。

ウ 収支予算及び決算に関すること。

エ 指定避難所開設への協力に関すること

オ その他必要な業務

3 指定管理者の指定（予定）期間

指定（予定）期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

指定（予定）期間は、長崎県議会の議決後、正式に指定期間となる。

ただし、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った地方自治法第244条の2第10項の必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、同条第11項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合がある。

4 応募資格

(1) 次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という）又は複数の法人等により構成された団体（以下「グループ」という。）とする（個人で応募することはできない。）。

ア 長崎県内に事務所を有していること（主たる事務所であることは問わず、事務所を有していない場合は、協定締結の日までに長崎県内に事務所を設置することが可能であること。）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

ウ 直近1年間の県税、市町村税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

エ 長崎県又はその他の地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている又は受けることが明らかである者でないこと。

オ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

カ 申請書の提出期限の日以前6月から指定管理者決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

キ 森林及び林業に関する知識を有する者を配置できること。

(2) グループで応募する場合は次のとおりとする。

ア グループを構成する法人等の中から、代表者を定めること。

イ 代表者を除く法人等は、構成団体となる。

ウ グループを構成する法人等は、単独又は、他のグループの代表者若しくは構成団体として応募することができない。

5 申請の手続

(1) 申請書類

指定管理者の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書（長崎県県民の森条例施行規則（昭和60年長崎県規則第39号）第2条に定める様式）に、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 事業計画書

（ア）長崎県民の森の管理運営方針に関する事項

（イ）長崎県民の森の管理運営の内容に関する事項

（ウ）収支計画に関する事項

（エ）（ア）から（ウ）までに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

イ グループで応募の場合

（ア）グループ応募構成届出書（様式第1号）

ウ 付属書類

（ア）定款又は寄附行為

（イ）登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）、法人以外の団体にあつては、設立以降の活動状況を記載した書類

（ウ）役員の名簿及び履歴書

（エ）申請者（法人等）の概要に関する書類

a 申請者（法人等）の概要

b 貸借対照表（前事業年度及び前々事業年度）

c 損益計算書（前事業年度及び前々事業年度）

d 営業（事業）報告書（前事業年度及び前々事業年度）

(㊦) 県税、市町村税、消費税及び地方消費税の未納のない証明（直近1年間のもの）

※㊦について、新たに設立する法人若しくは団体又は設立初年度の法人若しくは団体にあつては、収支予算書又はこれに類する書類の提出に替えること。設立2年目の団体にあつては、前事業年度に係る書類を提出すること。

※㊦について、新たに設立する法人等又は設立初年度の法人等にあつては、添付を要しない。

※グループで応募の場合、代表となる法人等及び構成団体ごとにそれぞれの付属書類を提出すること

(2) 提出期間

令和3年7月19日（月）から令和3年8月31日（火）まで（長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例43号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。電子メール、ファクシミリによる提出は不可とする。郵送の場合は書留郵便により、提出期限の令和3年8月31日（火）消印有効とする。

6 指定管理者の指定

(1) 審査の基準

指定管理者の選定については、条例第6条の規定に基づき、参考資料11「長崎県民の森指定管理者選考基準」により採点し、下記の審査基準により候補者を選定、議会の議決を経て指定管理者として指定する。なお、参考資料8「施設の課題点」の解決に向けた提案については、より重点的に配点されるので留意すること。

ア 事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。

また、公序良俗に反しないものであること。

イ 事業計画書等の内容が、2に掲げる業務を行うことにより、長崎県民の森の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理運営に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

ウ 指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が事業計画書に沿った県民の森の管理運営を安定して行うことができるものであること。

エ 条例の設置目的に照らして、設置者である長崎県との連携が十分に図れるものであること。

(2) 指定申請以降に4の応募資格を満たさないこととなった場合は、指定をしないことがあるので留意すること。

7 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

選定に当たっては、応募者の審査を行うために長崎県民の森指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、5の(1)の申請書類に基づき、指定管理者を選定する。

(2) 審査内容

ア 1次審査（書類審査）

申請書類について、応募資格や事業計画書の内容などを審査した上で、2次審査（面接審査）の対象者を選定する。

1次審査の結果については、応募者全員に通知する。

イ 2次審査（面接審査）

1次審査で選定された申請者に対し、事業計画の内容等について面接審査を実施する。期日については、後日連絡する。

(3) 選定委員会事務局の所管

選定委員会の事務局は、長崎県農林部林政課に設置する。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、応募者全てに審査基準、配点等も合わせて選定結果を通知する。

8 募集要項等（参考資料含む）の配布

(1) 配布期間

令和3年7月13日（火）から令和3年8月25日（水）まで（長崎県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

10に記載

9 現地説明会

募集に際しての説明会を開催する。参加希望者は、令和3年8月4日（水）午後5時までに、現地説明会参加申込書を、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、下記申込先に送付すること。参加者は、1団体当たり2名までとする。

- (1) 日 時 令和3年8月6日（金）午後2時から午後4時まで
- (2) 場 所 長崎県民の森「森林館」2階ミニホール
- (3) 申込先 10に記載

10 募集要項等の配布場所及び応募書類の提出先並びに問合せ先

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県農林部林政課 森林活用班

TEL: 095-824-1111 内線(5387) 直通 095-895-2988 FAX: 095-895-2596

Eメール: s07090@pref.nagasaki.lg.jp

募集要項及び業務仕様書については、上記窓口での配布のほか、長崎県ホームページよりダウンロードできる。

<http://www.pref.nagasaki.jp>

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立学校ネットワーク常駐SE及びヘルプデスク業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年7月13日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
長崎県立学校ネットワーク常駐SE及びヘルプデスク業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和3年10月1日から令和6年9月30日まで
- (4) 履行場所
長崎県教育庁総務課
- (5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県立学校ネットワーク常駐SE及びヘルプデスク業務に関する必要な資格（令和3年長崎県告示第512号）を得ていること。
- (4) この公告の日から12の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から12の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委託又は請け負わせることなく履行できる者であること。

- 4 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県教育庁総務課(情報化推進班)
(電話) 095-894-3315(直通)
(メールアドレス) soumu-joho@pref.nagasaki.lg.jp
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書等の交付
(1) 期間 この公告の日から令和3年8月11日(水)までの間の午前9時から午後5時までとする。(県の休日及び正午から午後1時を除く。)
(2) 場所 4の部局等とする。
なお、郵送での交付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒(角2サイズ)及び切手を同封のうえ、4の部局まで送付すること(上記期限内必着とする。)
- 7 入札説明書等に対する質問
入札参加希望者は、入札説明書等(仕様書等の入札に関し必要な図書を含む。)の解釈に疑義がある場合は必ず質問し確認すること。また、受付期間以降の質問や意見は受け付けない。
(受付期間) この公告の日から令和3年8月11日(水)までの間(県の休日を除く。)
(提出方法) 別添質問書(様式7)に記載し、4の部局等のメールアドレスへ送付のうえ、電話にて着信確認を行うこと。
(回答方法) 個別事項は当該者に、全参加者に関する事項は全参加者に、4の部局等からメールで回答する。
(回答期限) 令和3年8月13日(金)
- 8 入札説明会
行わない
- 9 最低制限価格
設定なし
- 10 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 11 入札書の提出場所及び受領期限等
(提出場所) 4の部局等
(受領期限) 令和3年8月23日(月)17時00分(必着)
(提出方法) 郵送又は持参すること。郵送による場合は書留郵便により受領期限内必着のこと。悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。
- 12 開札の場所及び日時
(開札場所) 長崎県庁行政棟7階701会議室(長崎市尾上町3番1号)
(開札日時) 令和3年8月24日(火)13時30分開始
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局等に確認すること。
- 13 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合。
(2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は

契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合。

14 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

15 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他の入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

16 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (4) 入札執行回数は、3回を限度とする。3回までに決定しない場合は最低入札価格を入札した者と見積の協議を行う。

17 落札決定の取り消し

- (1) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県立学校ネットワーク常駐SE及びヘルプデスク業務委託に関する必要な資格（令和3年長崎県告示第512号）の2に掲げる要件（「開札の期日までの間」の字句は、「落札決定から契約締結日までの間」字句に読み替えるものとする。）のいずれかに該当することになった場合は、落札決定を取り消すこととする。この場合、落札決定を取り消された者に損害が生じても、長崎県は一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 上記(1)により落札決定を取り消した場合、次順位者を落札者とする。

18 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

19 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Maintenance SE and help desk of Educational information network

(2) Fulfillment period:

October 1, 2021 through September 30, 2024

(3) Fulfillment place:

As shown in the tender documentation

(4) Time-limit for tender by registered mail:

5:00 p.m. August 23, 2021

(5) Date and time for the opening of tender:

13:30 a.m. August 24, 2021

(6) Point of Contract:

General Affairs Division,
Board of Education,
Nagasaki Prefectural Government,
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-894-3315

発行者

長崎県
長崎市尾上町三番一
号

電話代表
直通表
(八二四)
二一
一一
四一

正 誤

令和3年3月30日付け長崎県公報第11007号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2580	41	はないこと。	あること。

印刷所

長崎県
長崎市樺島町八番十二
号

株式会社
寺クイック
田クブリ
宏ン
弥ト